

横浜市杉田駅・新杉田駅周辺重点整備地区交通安全特定事業計画

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第3条の規定による基本方針及び第36条の規定に基づき、また、杉田駅・新杉田駅周辺地区バリアフリー基本構想に即して、杉田駅・新杉田駅周辺地区交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

- 1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（別添周辺地図参照）
 - (1) 市道新杉田58号 総延長約70メートル
京浜急行杉田駅(西口)から杉田商店街まで
 - (2) 県道横浜伊勢原1235号 総延長約360メートル
聖天橋交差点から杉田商店街京浜急行杉田駅（西口）入口まで
 - (3) 市道杉田77号 総延長約90メートル
聖天橋交差点から杉田交番前の交差点まで
 - (4) 市道新杉田77号 総延長約40メートル
杉田交番前の交差点から新杉田駅前広場（バス乗降場）まで
 - (5) 国道357号 総延長170メートル
アルカード新杉田東側から新杉田駅前広場（バス乗降場）まで
 - (6) 新杉田歩道橋 総延長約50メートル
アルカード新杉田かららびすた新杉田まで
 - (7) 国道16号 総延長約530メートル
新杉田駅前広場（タクシー乗降場）から新杉田公園付近の交差点まで
 - (8) 市道158号 総延長約50メートル
新杉田公園から新杉田公園付近の交差点まで
- 2 前記道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定時期
 - (1) 交通安全特定事業の内容
 - ア 音響式信号機等の設置
 - イ 違法駐車取締りの強化
 - ウ 違法駐車防止に関する広報・啓発活動の推進
 - エ 標識・標示の視認性の確保
 - (2) 交通安全特定事業の実施予定時期
今後機会を捉えて整備を実施
- 3 交差点ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
 - (1) 交通安全特定事業の内容
 - ア 聖天橋交差点に歩行者用青時間の延長等
 - イ 新境橋交差点に音響式信号機等の設置
 - ウ 杉田交番前の交差点に音響式信号機等の設置及び歩行者用青時間の延長等
 - エ 新杉田公園付近の交差点に歩行者用青時間の延長等
 - (2) 交通安全特定事業の実施予定時期
今後機会を捉えて整備を実施
- 4 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
 - (1) 音響式信号機等の設置
音響式信号機等については、個々交差点について必要性を検討しながら整備を進める。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

交通規制実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図られるように、周辺道路への与える影響を常に調査し、必要な周辺交通規制の見直しを実施する。

(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車取締り、広報啓発活動等の事業を関係機関と連携して、重点的かつ計画的に実施する。

杉田駅・新杉田駅周辺重点整備地区
交通安全特定事業

